

## 第1次一括法による条例委任事項に係る 政省令の早期提示等を求める

義務付け・枠付けの見直しによる条例制定権の拡充の第一弾として、去る4月28日に第1次一括法が成立した。施設・公物設置管理基準に関する条例制定の施行期日の多くは、一年間の経過措置が設けられているものの、各地域では原則どおりの平成24年4月1日施行を目指し、懸命に検討作業を進めなければならない。

しかし、条例委任とされた基準の大部分は政省令を踏まえないと設定ができない構造になっている中、その政省令が現時点で示されておらず、各地域で実質的な検討が行えない状態になっている。

このままでは、パブリックコメントなど住民意見の募集、議会における審議、住民周知等の時間が十分にとれないことから、せつかくの法律の成果が施行期日に活かしきれないおそれが強い。

ついては、次の点を強く求める。

- 1 関係府省においては早急に政省令を制定するとともに、まずは政省令案を地方に提示すること。
- 2 各地域において有意義な議論が行われるように、政省令で定めた基準の算定根拠や考え方等について、詳細にその内容を示すこと。
- 3 条例委任に関連する施設等については国庫補助等が措置される場合が多く、補助要綱等により実質的に地方が国の示す基準に縛られることになるため、補助要綱等の見直しの考え方を早急に示すとともに、適切な財源措置を行うこと。

平成23年6月23日

全国知事会

地方分権推進特別委員長

佐賀県知事 古川 康